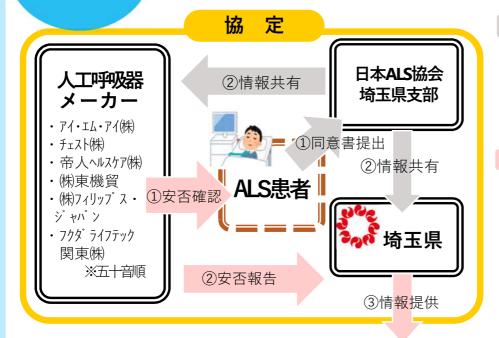
日本ALS協会埼玉県支部と 人工呼吸器メーカー、埼玉県による

11/

在宅ALS患者の安全確保に関する協定

協定の 内容

災害等により、人工呼吸器を装着した在宅ALS患者生命維持に危険が 及ぶおそれがある場合、その安全を確保するため、迅速に情報共有が できる体制を確保します。



平時

- ①日本ALS協会会員の患者さん は県支部に情報提供への同 意書を提出。
- ②各機関で平常時から情報を 共有。

災害時

埼玉県

- ①地震や台風直撃時等*に人 工呼吸器メーカーが安否確 認を行う。
- ②埼玉県に安否確認の結果を 報告。
- ③埼玉県は、安否確認情報を 整理し、安否未確認者等は 市町村や消防に情報提供。

市町村・消防(市町村災対本部)

*震度5弱以上の地震、警戒レベル3以上の台風の直撃の際などを想定。

災害の規模により情報共有に遅れ等が生じた場合は、埼玉県が住まいの市町村、保健所と連携し、情報共有を サポートします。

協定の 対象

- ▶日本ALS協会埼玉県支部に加入中で人工呼吸器を装着されている 在宅ALS患者の方 これから入会される方
- ▶情報提供に関する同意書の提出が必要です。

同意書は主治医にご確認いただく必要があります。

問い 合わせ ■協定についてのお問合せ先

埼玉県保健医療部疾病対策課指定難病対策担当

%048-830-3562

■日本ALS協会埼玉県支部へのお問合せ先

& 048-857-4607 ⊠jalsa.saitama@gmail.com ※入会の場合、別途入会費が必要です。

も対象です

ALS協定